

白井市第3次環境基本計画 概要版

各主体の役割(市民・事業者)

分野	市民の役割	事業者の役割
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 水辺や里山を活用した自然観察会等のイベント参加を検討します。 地元の農産物の地産地消により、地元の農業を応援します。 外来生物被害予防三原則を守ります。 自宅等の身近なところから緑化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会等のイベント参加を検討します。 地元の農産物の地産地消により、地元の農業を応援します。 外来生物に関する情報を収集し、理解を深めます。 土地の開発行為の際には、可能な限りみどりの保全に努めます。
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ性能の高い家電への買い替えを検討します。 太陽光発電や蓄電池、燃料電池、高効率給湯器^{注1}などの住宅等への導入を検討します。 電力小売自由化について正しく理解し、再エネ電力の選択に努めます。 長期優良住宅建築物^{注2}等の認証基準を満たした住宅の改修・購入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> LED照明への更新、コージェネレーションシステム設備等の導入を検討して、事業所の省エネを進めます。 周囲の自然や景観、住環境等に配慮したうえで、再エネ発電設備の設置を検討します。 再エネ電力やカーボン・オフセット^{注3}されたガスの選択に努めます。 建築物の新築・改修時は、環境認証制度の取得に努めます。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 家の庭等でごみを焼却しません。 環境にやさしい石鹸・洗剤の使用に努めます。 ごみゼロ運動などの清掃活動への参加を検討します。 自宅周辺の道路などの定期的な清掃、除草に努めます。 自転車を駅周辺等に放置しません。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業所等における悪臭の発生源については、周辺に影響を及ぼさないようにします。 事業所からの排水は、法制度に基づいて適切な管理を徹底します。 ごみは不法投棄せず、適切に処理します。 夜間の照明利用時には、周辺に配慮します。
資源環境	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの水切りに努めます。 資源物の分別徹底に努めます。 マイバッグ・マイボトルなどの使用や詰め替え用品などの購入を心がけます。 食品ロスの削減に努めます。 リサイクルショップなどを活用し、不要となった物のリユース(再使用)に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律を遵守し、ごみは適正に排出します。 ごみの減量、リサイクル、省資源対策の推進に努めます。 繰り返し使える容器などの利用や優先した販売、簡易包装に努めます。 小盛りメニューや小分け販売、量り売りなどにより食品ロスの削減に努めます。
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと一緒に地域の環境活動やイベント等への参加を検討します。 市のホームページやSNSをとおして環境に関する情報を収集し、理解を深めます。 地球温暖化等の環境問題が生活に与える影響を理解し、自らできる行動を考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市・市民団体と協働した環境に関するイベント等への参加を検討します。 市や地域、団体等が行う環境に関する活動への参加を検討します。 地球温暖化等の環境問題が事業に与える影響を理解し、事業者間で共有に努めます。

自然環境

地球環境

生活環境

資源環境

環境保全

注1 高効率給湯器：従来の給湯器と比較して少ないエネルギーで効率よくお湯をつくれる給湯器のことで、CO₂の排出量を抑制することにもつながっています。
 注2 長期優良住宅建築物：2009年6月4日に施行された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」によって、長期にわたり住み続けられるための措置が講じられて建てられた、もしくはその認定を受けた優良な住宅を指します。(2021年5月28日改正)。
 注3 カーボン・オフセット：日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること(家庭や自社以外での植樹や省エネ機器への投資)等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

策定の背景

白井市環境基本条例(平成12年6月30日制定)に基づき、平成24(2012)年に白井市第2次環境基本計画(以下、前計画)を策定し、各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
 また、令和4(2022)年2月には、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けてチャレンジしていくことを表明しています。
 前計画の計画期間が令和3(2021)年度で終了することから、環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)^{※1}」及び「地域気候変動適応計画^{※2}」を包含した「白井市第3次環境基本計画」(以下、本計画)を策定します。

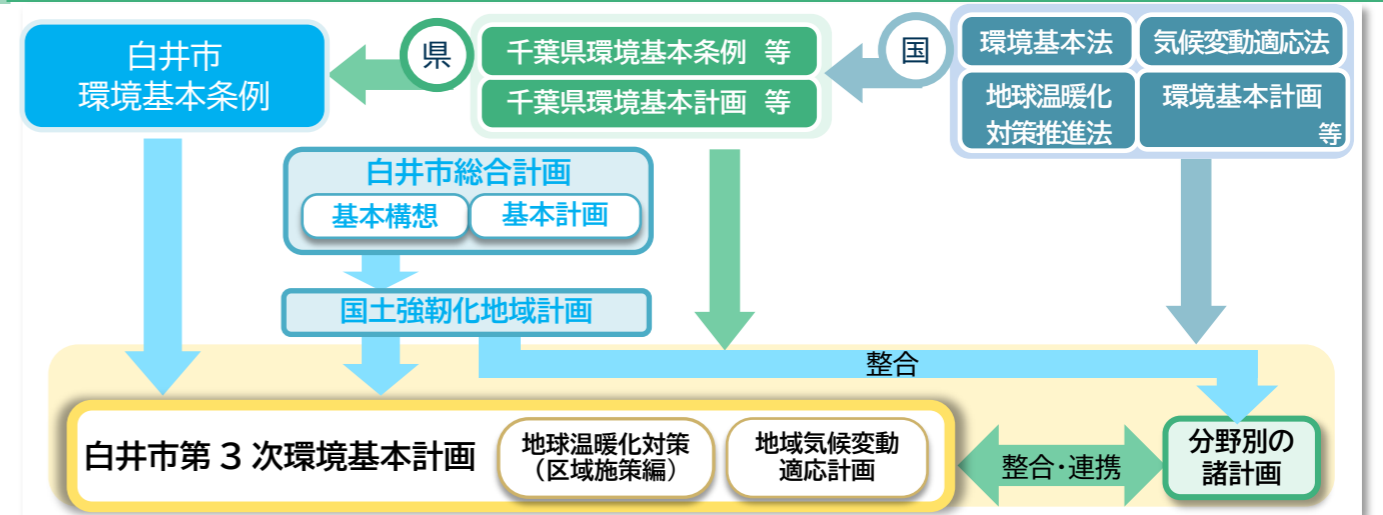
世界の環境政策を取り巻く状況

- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{注1}」の採択(平成27年)
- 「持続可能な開発目標(SDGs)^{注2}」の提示(平成27年)
- 「パリ協定^{注3}」の採択(平成27年)
- 欧州でのグリーンリカバリー^{注4}の実践

国内の環境政策を取り巻く状況

- 「第五次環境基本計画^{注5}」の策定(平成30年)
- 「地球温暖化対策計画」の策定(令和3年)
- 令和12年度目標：温室効果ガス排出量を平成25年度比46%削減
- 令和32年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ
- 気候変動適応法^{注6}の制定
- 地球温暖化対策推進法の改正(令和3年)

計画の位置づけ



計画期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度末までの9年間とします。

※1 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)：国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画です。
 ※2 地域気候変動適応計画：都道府県や市町村等が主体となって、その区域における社会的、経済的、自然的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画を指します。

注1 持続可能な開発のための2030アジェンダ：平成27年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された計画(agenda)で、序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されています。
 注2 持続可能な開発目標(SDGs)：平成27年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている、平成28年から令和12年までの国際目標17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、社会・経済・環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。
 注3 パリ協定：平成27年12月、パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、全ての国が参加する新たな国際枠組として「パリ協定」が採択され、翌28年に発効しました。パリ協定では、温室効果ガス排出削減(緩和)の長期目標として、気温上昇を2℃より十分下方に抑える(2℃目標)とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ(排出量と吸収量を均衡させること)とすることが盛り込まれています。
 注4 グリーンリカバリー：新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済の復興を図る際に、脱炭素化など環境問題への取組も併せて実行しようとするウィズコロナ、アフターコロナにおける政策の一つです。
 注5 第五次環境基本計画：環境基本法に基づいて定められ、政府の環境施策の大綱を定める計画の第五次計画であり、平成30年4月17日に閣議決定されました。SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定、また地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しています。
 注6 気候変動適応法：平成30年12月1日に施行された、科学的な情報をもとに、計画的に変化に備えていくことができるような枠組を決めた法律です。



環境の
将来像

基本目標※1

施策の方向※1

施策


達成目標


良好な環境を未来につなぐ
持続可能なまち


基本目標1

自然環境
豊かな自然と人が共生する
まち



①里山環境の保全 

②生物多様性の保全 

③まちのみどりの保全・創出 

- (1) 森林の適切な保全の推進
(2) 里山の活用と保全
(3) みどりのネットワークづくり
(4) 水辺が持つ多面的機能の活用
(5) 農商工の連携による六次産業^{注1}化の促進
(6) 農に親しめる環境づくり
- (1) 生物多様性の保全
(2) 鳥獣被害・外来種対策
- (1) 公園・緑地の整備
(2) 身近なみどりの創出


指標	現状値	目標値
森のグラウンドワーク活動 ^{注2} の参加者数	60人 (平成31年度)	80人 (令和7年度)
耕地面積	1,040ha (令和2年度)	1,060ha (令和7年度)
自然保護活動に取り組む市民の割合	1.8% (平成31年度)	2.3% (令和7年度)
市民1人当たり公園面積	9.48m ² (令和2年度)	9.5m ² (令和7年度)


基本目標2


地球環境
地球温暖化対策に取り組み、気
候変動に備えるまち


地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
地域気候変動適応計画




①再生可能エネルギーの普及拡大 

②省エネルギーの促進 

③交通対策による脱炭素化の推進 

④脱炭素型まちづくりの推進 

⑤気候変動への適応の実践 


- (1) 再生可能エネルギー機器等の導入促進
(2) 脱炭素な電力利用の促進
- (1) 省エネ機器等の導入促進
(2) 省エネ活動の普及促進
- (1) 公共交通利用の促進
(2) 次世代自動車の普及拡大
(3) 自転車交通環境の整備
- (1) 脱炭素建築物の普及拡大
(2) 公共施設等の省エネ等の推進
- (1) 風水害に強いまちづくり
(2) 熱中症予防や感染症予防の推進
(3) 農業・生態系への影響の防止


指標	現状値	目標値
市内の温室効果ガス排出量（産業部門以外の総量）	283,737t-CO ₂ (平成25年度)	152,039t-CO ₂ (令和12年度)
市内の温室効果ガス排出量（産業部門） ^{※2}	495,231t-CO ₂ (平成25年度)	444,521t-CO ₂ (令和12年度)
市内乗用車の登録台数に占める電気自動車、燃料電池自動車の割合	0.5% (平成31年度)	7.0% (令和12年度)
市内の再生可能エネルギー導入量	25,874kW (令和2年度)	47,003kW (令和12年度)
気候変動のリスクに備えている人の割合	73.3% (平成31年度)	90% (令和12年度)

基本目標3

生活環境
安全・安心を維持し、快適に住
み続けられるまち



①健康・快適な環境の保全 

②美しいまちづくりの推進 


- (1) 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止
(2) その他の公害の防止
- (1) 白井の個性を活かした良好な景観形成
(2) まちの美化対策
(3) 不法投棄の防止
(4) 白井市の歴史的・文化的環境の保全


指標	現状値	目標値
大気環境（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント ^{注3} 、ダイオキシン類）に関する環境基準の達成割合（%）	75% (令和2年度)	現状値より増加 (令和12年度)
水環境（神崎川、金山落、下手賀沼）に関する環境基準の達成割合（%）	67% (令和2年度)	現状値より増加 (令和12年度)
騒音（航空機騒音）に関する環境基準の達成割合（%）	100% (令和2年度)	現状維持 (令和12年度)
国・県・市指定文化財合計数	48点 (令和2年度)	48点 (令和12年度)
不法投棄された可燃・不燃・粗大ごみの重量	6.6トン (令和2年度)	現状値より減少 (令和12年度)
ごみゼロ運動の参加者数（累計）	3,887人 (平成31年度)	5,000人 (令和12年度)

基本目標4

資源循環
ごみを減らし、資源の循環に取
り組むまち



①ごみ減量の推進 

②ごみの資源化の推進 


- (1) リデュース（発生抑制）の推進
(2) リユース（再利用）の推進
- (1) リサイクル（再生利用）の推進


指標	現状値	目標値
家庭系一般廃棄物の一日当たり排出量	517g/人日 (令和2年度)	418g/人日 (令和12年度)
一般廃棄物の資源化率	15.6% (令和2年度)	17.8%以上 (令和12年度)


基本目標5

環境保全
環境にやさしいライフスタ
イルを広げるまち



①環境保全活動を実践する
ひとづくり 

②連携・協働の仕組みづくり 

③環境ビジネスの推進 

- (1) 環境教育・環境学習の推進
(2) 環境活動を率いるリーダー育成・活動の場創出
- (1) 市民・環境団体・事業者との連携
(2) 国・千葉県・他自治体との連携
(3) 環境団体の環境保全活動の促進
- (1) 環境ビジネスの創出支援・育成
(2) 環境マネジメントシステムの構築支援

指標	現状値	目標値
市の環境関連イベント・講座等への年間延べ参加・受講者数	720人 (平成31年度)	800人 (令和12年度)
市内の環境関係活動団体数	56団体 (平成31年度)	62団体 (令和7年度)
市民団体との協働による環境保全活動数	-	30回 (令和7年度)

※1 SDGs で定められている 17 のゴールのうち関連性の高いゴールを表示

※2 市内の温室効果ガス排出量（産業部門）については、令和3（2021）年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画の産業部門の削減目標（平成25（2013）年度比38%削減）を踏まえて、今後さらに高みを目指していきます。

注1 六次産業：生産者（1次産業）が加工（2次産業）と流通・販売（3次産業）も行い、経営の多角化を図ることで新しい産業を形成しようとする取組のことです。

注2 森のグラウンドワーク活動：グラウンドワークとは、生活の現場（グラウンド）に関する創造活動（ワーク）という意味で、森を舞台に、市民や団体等と市が一緒になって、地域の環境保全の取組を行う活動のことです。

注3 光化学オキシダント：自動車や工場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線によって光化学反応を起こして発生する光化学スモッグの原因物質の総称です。